

連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

◇ 評価結果の通知 : 2022年8月26日(金) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	ペルー／全途上国
語学の種類	英語 (スペイン語ができれば尚可)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 本調査を受注した法人及び個人 (補強所属元企業含む) は、当該技事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種 : 特になし (黄熱予防接種証明書は要求されていませんが、黄熱に感染する危険のある国です。)

6. 業務の背景

ペルーの実質 GDP 成長率は、2020年に新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け11.1%まで下落したのち、公的・民間支出の拡大に支えられた内需にけん引され、2021年には13.3%に回復した (IMF、2022年)。一人当たり GNI (6,520米ドル、2021年、世銀) も DAC 分類で高中所得国となっているが、依然として貧富の格差 (ジニ係数 43.8、2020年、世銀) は大きい。ペルー政府は貧困率を引き下げる目標を掲げるとともに、経済発展の基盤となるインフラの整備にも高い優先度を付している。我が国はこれに対し、「持続的経済発展への貢献」を基本方針とし、不十分な経済社会インフラの整備及び格差是正の取組を通じ、経済

を持続的に発展させていくことを支援している。

ペルー全体の GDP における農業水産業の割合は 2017 年の 6.8%から 2019 年の 7.0%へと増加しており、調理用バナナ (plantain) も 2017 年は 198 万トンだった生産量が 2019 年には 228 万トンに増加、2022 年初まで堅調に生産水準を維持している。そのような中、2021 年 3 月、バナナ萎凋病菌 (あるいはパナマ病菌、*Fusarium oxysporum* f. sp. *cubense*) レース TR4 がペルーの北西部沿岸地域のバナナ圃場から検出された。農務省 (MIDAGRI) は、緊急事態宣言を発出するとともに、国立植物防疫所 (SENASA) は検疫措置と根絶の重要性を公表した。既にフィリピン等世界の多くの産地では、本レースによってバナナが被害を受けている。本レースのパンデミックは G20 主席農業研究者会議 (2019 年) でも議題となり、世界が直面する食用植物生産上の最重要課題の 1 つである。しかしながら現状、本レースの抵抗性品種や、化学農薬等の積極的防除手段は無い状況である。

ペルーにおいて、バナナ (生食用、調理用) のほとんどは農業協同組合に所属する小規模農家が生産している。北西部ピウラ地域では、2020 年には約 13.3 万トンのバナナを出荷実績がある。もう一方の主要バナナ産地である熱帯雨林 (セルバ) では、主に国内消費向けバナナの生産を行っているが、農民の貧困率が高く、さらに生活水準が低い。バナナは農民にとって重要な現金収入源であり、バナナ病害は農民の生活に直接的に影響する。現状、セルバには本レースは未侵入であるが、旧来の萎凋病菌 (レース 1) は既に存在し、被害を及ぼしている。今後セルバにも、見た目では識別できない感染苗の移動によって本レースが持ち込まれる危険性は高い。本レースの侵入の警戒のため、識別技術や制御技術を確立することは急務である。

このような状況を踏まえ、ペルー政府は、診断・警戒システム、抵抗性品種、健全苗生産技術、生物農薬を用いた低環境負荷型制御技術による「萎凋病総合制御パッケージ」を確立し、地球規模課題である食料の安全保障問題の解決及びバナナの収量の増加や品質の向上を通じ、農民の生活水準向上に寄与することを目的とした地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS) プロジェクトの実施を我が国に要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理したうえで、プロジェクトの内容について確認・協議し、協議議事録 (M/M) で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る評価 6

基準（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性、整合性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）国内準備期間（2022年9月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。必要な訪問先を抽出し、現地での調査日程（案）の作成に協力する。
- ③ ペルー側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）及び質問票の送付先リストを作成する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。（質問票はJICAペルー事務所が送付先リストに沿って送付する。）
- ④ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案（英文、和文）、PO（Plan of Operations）（英文、和文）案、および事業事前評価表案（和文）の担当部分や関連部分を検討する。
- ⑤ 対処方針案（和文）の作成に協力する。
- ⑥ JICA 担当部が企画する団内勉強会や対処方針会議に参加し、協議結果の取りまとめに協力する。

（２）現地派遣期間（2022年9月上旬～2022年9月下旬）

- ① JICAペルー事務所等との打合せに参加する。
- ② ペルー側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、面談議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票を回収、整理を行い、プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報についてヒアリングし、その収集した情報の整理、分析を行うと共にヒアリング議事録を作成する。主な情報収集の内容は以下のとおり。
 - ア) ペルーの開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ) ペルーの案件関連分野（農業セクター）における開発動向
 - ウ) 基本統計情報、既存資料、関連法令情報等
 - エ) ペルーの実施機関である国立ラ・モリーナ農業大学（The National Agrarian University-La Molina:UNALM）や協力機関である国立農業技術革新機構（The National Institute of Agrarian Innovation:INIA）、国立セルバ（ジャングル）農業大学（The National Agrarian University of the Selva (Jungle) :UNAS）、農務省（MIDAGRI）、国立植物防疫所（SENASA）の

- 組織体制、人員、予算、関連する研究・開発課題等
- オ) 当該関連分野に係る他ドナーの援助動向（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性）
- カ) 我が国の農業分野における協力効果の発現状況
- キ) 支援対象地域の社会や家庭内における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等
- ク) プロジェクト実施に係る先方負担事項
- ケ) 社会実装のために連携活動が想定されているペルー協力企業の事業実績や今後の事業計画等
- ④調査結果に基づき、プロジェクトのPDM（案）（英文・和文）、PO（案）（英文・和文）を団員とともに検討する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑤関係者との協議で合意された内容について、討議議事録（R/D：Record of Discussions）（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑥実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果をJICAペルー事務所、大使館等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2022年9月下旬～2022年10月下旬）

- ①帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ②プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成する。
- ④担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（1）業務完了報告書

2022年10月28日(金)までに提出。

次の①～③を電子データにて提出すること。

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査結果報告書（案）（和文）
- ② 事業事前評価表（案）（和文）
- ③ 調査における面談議事録（ヒアリング議事録含む）・収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ダラス／ロサンゼルス⇒リマ⇒ダラス／ロサンゼルス⇒日本を標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は 2022 年 9 月 9 日～9 月 29 日を予定しています。
本業務従事者は、JICA の調査団員に先行して現地調査の開始を予定しています。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
 - ア) 総括（JICA）
 - イ) 研究総括（東京農工大学）
 - ウ) 研究計画（JST※）
 - エ) 研究調整（JST）
 - オ) 協力企画（JICA）
 - カ) 評価分析（本コンサルタント）
※国立研究開発法人 科学技術振興機構
 - ③ 便宜供与内容
JICA ペルー事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。
 - ア) 空港送迎：あり
 - イ) 宿舎手配：あり
 - ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査

期間については、職員等と同乗することとなります。)

- エ) 通訳備上：必要に応じて、日本語⇄スペイン語の通訳を提供。翻訳に係る傭人の提供はありません。
- オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チームにて配付します。配布を希望される方は、同チームのアドレス (edga1@jica.go.jp) 宛に連絡ください

- ・要請書（英文）

- ② 本業務に関する以下の資料がJSTのウェブサイトで公開されています。

- ・研究課題の概要

科学技術振興機構報 第1564号：地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）における令和4年度新規採択研究課題の決定～「科学技術外交」の強化に向けた政府開発援助（ODA）との連携による国際共同研究～ (jst.go.jp)

- ③ 契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

- イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無

効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ペルー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上